

『標準管理規約改正のポイントについて』

2026 年 4 月 1 日より、改正区分所有法が施行されます。総会の案内の発送日が 4 月 1 日以降の場合は、強制的に改正区分所有法に従った総会開催が求められることになります。2025 年 10 月 17 日改正マンション標準管理規約が国交省より公表されました。総会開催における注意事項やみなさんの管理規約を改正するにあたってのポイントについてわかりやすく解説いたします。

【日 時】 2026 年 3 月 2 日(月) 18 時～20 時(受付 17:30)

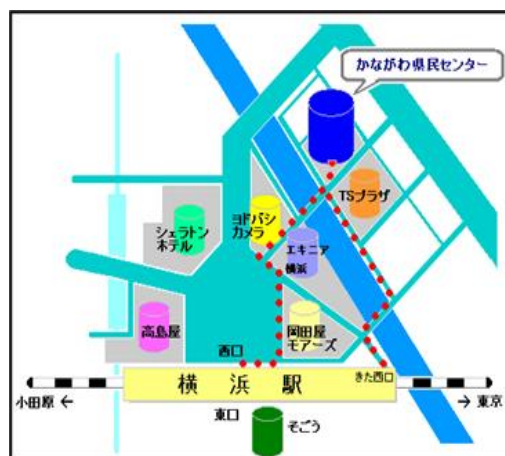
【会 場】 かながわ県民センター 304 号室

【定 員】 60 名(事前予約・先着順です)

【主 催】 NPO 横浜マンション管理組合ネットワーク

【共 催】 NPO かわさきマンション管理組合ネットワーク

【資料代】 各ネット会員無料、非会員 1,000 円



〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 TEL045-312-1121 (代)
横浜駅きた西口を出て、徒歩およそ 5 分

プログラム

1 部：標準管理規約改正のポイント

講師：土屋賢司 氏（弁護士・マンション管理士）
（浜管ネット会員）

2 部：質疑応答・意見交換

お申し込みは浜管ネット事務局へ
FAX またはメールをお願いします。

FAX： 045-341-3340

メール： office@hamakan-net.com

※お問合せは、浜管ネット事務局へ ☎045-341-3160

お名前 (人数分お書きください)			
管理組合名又は所属名	(浜管・川管)	住 所	
(連絡先) 電 話		メールアドレス	

※ご記入いただいた個人情報は、セミナー等の情報提供以外の目的には使用いたしません。

申込の QR コードはこちらから

